

# ひのはら 議会だより

5

2023.5.1  
No.173



三頭沢の新緑（都民の森）

## 目次

P.2 予算特別委員会報告 令和5年度予算審議

P.7 令和5年第1回定例会

P.12 議案と議決結果

P.13 各委員会報告

P.15 一般質問 8人11問

# 令和5年度 檜原村予算決まる

令和 5 年第 1 回定例会 (3月 2 日~ 24 日)

## 令和 5 年度檜原村予算総額 (単位 : 千円)

区分	令和 5 年度予算	令和 4 年度予算	増減 (△) 額	増減率 (%)
一般会計	3,560,000	3,500,000	60,000	1.7
特別会計	1,263,000	1,665,000	△ 402,000	△ 24.1
公営企業会計	624,300	-	624,300	皆増

※一般会計予算額の中には、特別会計への繰出金 372,510 千円が含まれています。

※簡易水道事業会計、下水道事業会計は令和 5 年度から公営企業会計に移行。

## 予算特別委員会報告

去る 3 月 2 日に本委員会に付託されました案件は、

議案第 1 号、令和 5 年度檜原村一般会計予算

議案第 2 号、令和 5 年度檜原村国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号、令和 5 年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計予算

議案第 4 号、令和 5 年度檜原村介護保険特別会計予算

議案第 5 号、令和 5 年度檜原村介護サー

ビス事業特別会計予算

議案第 6 号、令和 5 年度檜原村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7 号、令和 5 年度檜原村簡易水道事業会計予算

議案第 8 号、令和 5 年度檜原村下水道事業会計予算の 8 件であります。

議案第 1 号、令和 5 年度檜原村一般会計予算について、歳入予算では、村税のうち村民税の個人分は、新型コロナウイルス感染症予防における行動制限が緩和され、経済活動

が回復することを見込み、対前年度比 5.5% 増額で計上しましたが、法人分については、法人税割が対前年度比で減額となる法人が多く見込まれるため 16.8% 減額とし、村税全体では 2.0% 増額としていました。

地方譲与税は前年度と同額、交付金のうち法人事業税交付金は 34.0% の減額、その他の交付金については前年度と同額とし、村の主要財源である地方交付税のうち普通交付税は前年交付決定額等を考慮し 1.5% の増額、特別交付税は過去の実績や地域おこし協力隊の活動経費を勘案し 8.2% の増額としていました。もう一つの主要財源である都支出金は、約 6 割を占める総合交付金が 2.3% 増額、農林水産業費都補助金が 38.4 % 増額などで 5.6% 増額としていました。

そのほか、国庫支出金は 1.1% の減額、繰入金は基金繰入金の 12.2% 減額により 11.9% の減額、村債は、臨時財政対策債の減額により 40.0% の減額としていました。

歳出予算では、総務費は「企業誘致優遇制度補助金」「藤倉ドーム改修工事」「檜原村議會議員選挙並びに檜原村長選挙費」など増額はあるものの「(仮称) 農林振興施設建築工事」「庁舎外壁等改修工事」の皆減などにより 15.0% の減額、諸支出金は、森林整備活用基金費の減額などにより 98.3% の減額となっている一方、衛生費は「簡易水道事業会計操出金」などにより 13.2% の増額、商工費は「温泉井中モーターポンプ交換工事」を皆減としたものの「特産品製造」関連予算などにより 35.7% の増額、土木費は「坂東沢残土処理場建設工事」「秋川南岸道路整備事業」関連予算「村道第 60 号湯久保線改良工事」などにより 22.0% の増額、消防費は「消防積載車購入費」を皆減としたものの「防災行政無線同報系シ

ステム操作卓更新工事」などにより 32.7% の増額、災害復旧費は「令和元年台風 19 号に伴う小岩林道災害復旧工事」を皆減としたものの「湯久保林道災害復旧工事」「令和元年台風 19 号に伴う瀬戸沢林道（第 1 工区）災害復旧工事」などにより 117.3% の増額としていました。

委員からは、歳入では、村税、地方交付税、東京都支出金など、主要な財源の確保に関すること、また、歳出では、施設の管理に関する経費、各種福祉施策、有害鳥獣対策、産業観光など村の主要事業を始め、新規事業に関する活発な質疑が行われました。

審議の結果、本予算案は、税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化等、財源の確保に努める一方、行財政改革を継続しつつ、村の住みよさを高めるための少子高齢化対策や村特有の課題に対応するための福祉施策の充実、雇用の創出と税収増が期待できる村の自然環境と地域特性に適合した企業の誘致及び用地確保、自然エネルギーの活用や脱炭素化に向けた環境対策、移住・定住促進のための空き家の活用と永住を目的とする住宅環境整備、雇用・防災・環境・観光・自然・の循環型社会の構築を図り、観光・産業基盤の整備など時代に適合した施策に再構築し「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に「癒しの村」づくりの実現を目指す予算として編成されているとされ、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 号、令和 5 年度檜原村国民健康保険特別会計予算について、国民健康保険制度は、平成 30 年度から財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に

中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなっています。

審議の結果、被保険者数の減少や高齢化が進む一方、保険給付費は増加する傾向にあるため、保険税率を東京都より示される標準保険税率を目標とするが、急激な被保険者の負担を抑制するため20年計画で改正していくこととしており、特定健康診査等事業などの保健事業も行い、給付費の抑制や村の地域特性に配慮した予算であると判断されました。

診療施設勘定について、歳入予算においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、医科の外来収入は微増、歯科の外来収入は減額で、外来収入全体としては減額、その他の診療収入、他会計繰入金、基金繰入金についても減額としていますが、都支出金は微増としていました。

歳出予算においては、医療用機械器具費、医薬品衛生材料費の減額も行いながら、診療業務に必要な経費の予算が計上されました。

審議の結果、村内唯一の医療機関として、計画的な機材の更新や予防接種、訪問看護事業、特定健康診査、人間ドック、職員健診等への積極的な取り組みなど「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」を目指すための予算であると判断されました。

令和5年度檜原村国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、令和5年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計予算について、都民の森は東京都から3年間の指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行っており、本年度は第6期目の最終年度にあたります。「都民へのサービス向上」を図ることを基本方針として、安心して施設を利用いただける管理

運営を行うための予算が計上されました。

審議の結果、多くの来園者が檜原都民の森の自然に癒され、憩いの場所として利用できるよう、平成2年から培ってきた経験やノウハウを活かし、限られた予算の中で新規イベントの企画や従来のイベントの継続性を協議、内容の再構築や自主事業である「三頭山の日イベント」の実施など、質の高い来園者サービス及び集客力の向上に努めていることが認められ、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、令和5年度檜原村介護保険特別会計予算について、本年度は第8期介護保険事業計画期間となる令和3年度から令和5年度の最終年度となり、団塊の世代が75歳以上となる2025年、更には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた地域包括ケアシステムの着実な推進を図り、高齢者がいきいきと元気に暮らせる取り組みを促進していく予算が計上されました。

審議の結果、介護予防に関する事業や、被保険者が可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援を行う、地域支援事業の充実など、村全体で高齢者支援を進めていくために必要な予算であると判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、令和5年度檜原村介護サービス事業特別会計予算については、審議の結果、村社会福祉協議会へ委託している、地域密着型サービス事業費が全体の支出の大部分を占めており、高齢となった住民が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、村内で唯一の本事業の必要性は非常に高く事業執行に必要な予算と判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 6 号、令和 5 年度檜原村後期高齢者医療特別会計予算については、審議の結果、支出の大部分が広域連合納付金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営のために必要な予算と判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 7 号、令和 5 年度檜原村簡易水道事業会計予算については、主要事業である令和元年度から開始した南秋川水系配水管布設替事業は、今年度、数馬地内の配水管布設替工事を行うこととしており、国及び東京都補助金等の財源を有効に利用することにより財政負担を低くすることとしながら、村内全域において安定した水の供給、維持管理性の高い水道施設としていくための予算が計上されました。

審議の結果、引き続き、安全でおいしい水を安定して供給するための予算が示された

と判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号、令和 5 年度檜原村下水道事業会計予算について、檜原村特定環境保全公共下水道事業については、平成 11 年度に事業認可を受け事業を進めてきましたが、令和 3 年度で認可区域 102 ヘクタールの整備が終了し、令和 5 年度は下水道施設の適正な維持管理に要する予算が計上されていました。

審議の結果、引き続き、安定した下水道施設の管理をするための予算が示されたと判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本特別委員会に付託されました案件 8 件は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 中村賢次



## ■令和5年度一般会計予算 対前年度比1.7%増額の35億6千万円 討論 令和5年度一般会計予算 反対討論 松村哲朗議員

反対の立場で討論します。3点について、予算額の妥当性ではなく手続きの妥当性について反

対します。1点目は企(起)業誘致優遇制度補助金で、スムーズな手続きのための当初予算ですが、未だ申請されておらず、予定されている土地には村有地のほかに民有地もあり、不確定ではないでしょうか。補助金は支払い後の措置で、申請、審査、決定時に補正予算対応しても間に合います。2点目は教育の森事業実施委託料で、教

育の森条例廃止は審議予定で、5年度の運営方法を含めた教育の森の在り方は未定です。3点目は特産品製造関係予算で木の酒関係予算ですが、執行された補正予算について詳細な説明や事業の十分な説明がされていません。

いずれも、議会に十分な説明があったように思えず、まるで決定事項のように進む村事業予算に対して、賛成できません。

## 令和5年度一般会計予算

### 賛成討論 野村雅巳議員

新型コロナウイルス感染症による国経済への影響は甚大で、更にエネルギーや原材料価格の高騰により住民生活は厳しさを増しております。

このような中、檜原村一般会計予算は対前年度比1.7%増の35億6千万円とし、村税は400万円ほどの増額、地方交付税、市町村総合交付金を確保、財政調整基金等の繰入や臨時財政対策債を借入れることとしており、財源確保への努力が伺えます。

歳出については、施政方針に基づき、住民ニーズを適切に把握した予算となっており、歳入・歳出ともに、高く評価をいたします。

更なる健全な財政運営を不斷に取組み、檜原村が檜原村であり続け、更に、檜原村のブランド化を高めていただくことを期待して、私の賛成討論といたします。

### 採決

審議の結果、挙手多数により、採決されました。

## ■国民健康保健特別会計予算

### 事業勘定

対前年度比4.5%増額の3億4千600万円

### 診療施設勘定

対前年度比3.6%減額の2億1千200万円

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■東京都都民の森管理運営事業特別会計予算

対前年度と同額の1億2千700万円

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■介護保険特別会計予算

対前年度比6.3%減額の4億3千500万円

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■介護サービス事業特別会計予算

対前年度比4.4%増額の4千700万円

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■後期高齢者医療特別会計予算

対前年度比3.2%増額の9千600万円

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■簡易水道事業会計予算

3億162万9千円

※令和5年度より公営企業会計に移行し  
「収益的支出」と「資本的支出」を合計した  
予算額としています。

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

## ■下水道事業特別会計予算

3億2千267万1千円

※令和5年度より公営企業会計に移行し  
「収益的支出」と「資本的支出」を合計した  
予算額としています。

### 採決

審議の結果、挙手全員により、採決されました。

# 令和5年第1回定例会

3月2日～3月24日の23日間開催し、村長提出案件26件が、審議の結果、すべて原案どおり承認、可決されました。

## 人 事

### 議案第9号

#### 檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明) 委員に欠員が生じたため、久保田実氏を選任するものです。

## 条 例

### 議案第10号

#### 檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 職員の給与に関する手当等を改正するものです。

### 議案第11号

#### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 職員の給与に関する手当等を改正するものです。

### 議案第12号

#### 檜原村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(説明) 檜原村個人情報保護審査会の実施機関に村議会を加えるものです。

### 議案第13号

#### 檜原村国民健康保険条例の一部を改正する条例

(説明) 健康保険法施行令等の改正に伴い出産育児一時金の額を改正するものです。

### 議案第14号

#### 檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(説明) 檜原村国民健康保険税の適正化に基づき国民健康保険税を改正するものです。

### 議案第15号

#### 檜原村国民健康保険檜原診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の改正に伴う告示番号の改正をするものです。

### 議案第16号

#### 檜原村公共下水道受益者分担金及び使用料等に関する審議会条例の一部を改正する条例

(説明) 審議会委員の委員数を変更するものです。

### 議案第17号

#### 檜原村教育の森条例を廃止する条例

(説明) 教育の森条例を廃止するものです。

#### 檜原村教育の森条例を廃止する条例に対する反対討論 松村哲朗議員

反対の立場で討論します。村での検討開始は4月、事業者との協議は9月ということです。現在の事業者の状況は、ふるさとの森が都の砂防工事で活用できず管理運営委託料は大きく下がり、コロナ禍で事業実施の困難が続き、教育の森を活用した事業もようやく4年度にできたようですが、今後の計画が立てられる状況になく、十分な収入が見込めないと考えます。子育て世代や若い方も従事しており、人件費に関わる指定管理料の変更は、即生活に影響を及ぼすことが危惧されます。また本条例の廃止によって、行政財産から普通財産へ変更の予定と聞いていますが、行政財産として村民の福祉

の向上に寄与してきたのか、検証も十分に行われていると言い難く、拙速な判断です。実績報告なども精査しながら、住民と共に条例廃止や使用方法の変更は検討すべきです。

## その他

### 議案第 18 号

#### 債権の放棄について

(説明) 簡易水道債権（使用料）を放棄するものです。

## 補正予算

### 議案第 19 号

#### 令和4年度檜原村一般会計補正予算（第5次）

(説明) 補正額 1 億 5 千 163 万 7 千円を増額し、総額を 38 億 8 千 502 万 6 千円とするものです。

### 議案第 20 号

#### 令和4年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算

#### 事業勘定（第3次）

#### 診療施設勘定（第3次）

(説明) 事業勘定 補正額 386 万 4 千円を増額し、総額を 3 億 5 千 704 万 1 千円とするものです。

診療施設勘定 補正額 820 万 7 千円を減額し、総額を 2 億 1 千 339 万 3 千円とするものです。

### 議案第 21 号

#### 令和4年度檜原村簡易水道特別会計補正予算（第3次）

(説明) 補正額 1 千 43 万 2 千円を減額し、総額を 1 億 8 千 550 万 6 千円とするものです。

### 議案第 22 号

#### 令和4年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3次）

(説明) 補正額 68 万 2 千円を減額し、総額

を 1 億 3 千 400 万円とするものです。

### 議案第 23 号

#### 令和4年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第3次）

(説明) 補正額 184 万 5 千円を減額し、総額を 2 億 734 万 5 千円とするものです。

### 議案第 24 号

#### 令和4年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第3次）

(説明) 補正額 3 千 234 万 3 千円を減額し、総額を 4 億 7 千 375 万 4 千円とするものです。

### 議案第 25 号

#### 令和4年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算（第2次）

(説明) 補正額 52 万 2 千円を減額し、総額を 4 千 693 万 1 千円とするものです。

### 議案第 26 号

#### 令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）

(説明) 補正額 1 千 87 万 4 千円を減額し、総額を 8 千 455 万円とするものです。

## 陳情

### 陳情第 1 号

消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書

付託先 総務委員会

#### 審査報告 総務委員会 委員長 峰岸茂

本陳情の趣旨は「2023年（令和5年）10月から実施予定の消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける意見書を国に提出してください」とする内容であります。

審査の結果、不採択とする意見として

・「インボイス制度は仕入れや税額控除を受けるにあたって、適格請求書の保存を義務

化する制度であると思っている。一部の事業者に業績悪化や新しいシステム導入などの負担がかかるようですが、政府は補助金を設けておりまますので、負担を軽減できる場合もあるようです。消費税、納税の透明性や効率化は図れると考え経緯も踏まえての制度であり、檜原村の事業者の状況説明も受けましたので、私はこのインボイス制度に納得し不採択と考えています」

・「具体的に延期時期等が明記されてないということと、免税業者から仕入れを行う場合、原則として仕入れ税が控除を受けることが出来ないとなっているが、制度開始から6年間はいわゆる激減緩和、一定割合を仕入れ税額控除できる経過措置が設けられています。消費税は利益ではないので、納めるのは当然だと私は思っている。延期というのがしつこくない。この陳情に関しては不採択と考えています」

・「2023年10月以降も6年間優遇、経過措置があり、時間的な配慮はなされている。事務処理等色々な面で困っているということは私も自営業者として感じている。益税という形で色々な面で恩恵を得ているが、インボイス制度は税の透明性を確保する点では避けては通れない税制である。檜原でもシルバー事業の方は村として消費税含めて問題がないよう配慮されていると聞いている。令和4年第1回の中止という陳情の時に不採択にしており、今回は導入延期ということで、それを含めて色々と考え不採択と述べさせていただきました」などの陳情書の趣旨に賛同できないとする意見と採択とする意見として

・「コロナから復活していくういう機運、日本の経済成長率が下がっている中で、税の取り立てを強化していくういうことだと思

う。消費税は益税ではなく、消費という行動自体に事業者が納税する義務というのが消費税の考え方。事業者の免税事業者が6割を占める状況で取引から排除されるといった懸念の声、不安の声があがっている。飲食店はほとんど関係ないが、将来取引から排除される恐れがあるから登録を行うと聞いた。将来不安から廃業を選ぶことも考えられる。これからコロナが復活していく時期には合わないのではないか。青梅税務署管内で4%しか登録を行っていないという状況下で、実質的などころを考えると延期というのは望ましい。土建業の方からあがっている陳情で意思を汲み、東京都でも決して多い自治体で採択されているわけではないが、檜原村の実情を考えると採択すべき」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手多数により「不採択とすべきもの」と決しました。

## 不採択とすべき討論 清水満男議員

令和5年10月から開始されるインボイス制度の導入目的は、消費税を正確に把握する、免税事業者の消費税に関する益税を是正するとしています。メリットとして、消費税の納税額の計算が現在は複数の税率を計算しますが、導入後は適格請求書に記載された売上と仕入の消費税を引くだけ、また、売手にとつて課税転嫁がしやすくなるため、適正な取引や公正な税負担の確保につながる。一方、免税業者の取引排除など懸念もあるが、導入後6年間は経過措置が設けられています。

また、事務事業の軽減に向け、電子インボイスの標準仕様の確立も含めて、ビジネス全体の効率化いう大きな点からも導入延期を働きかける必要性がないと私は考えます。

以上のことから、本陳情書に対しては、

不採択すべきと考え反対討論といたします。

## 採択とすべき討論 松村哲朗議員

採択すべき賛成の立場で討論します。コロナ禍は一定程度収束が見据えられ、感染症法上の分類も5類へと引き下げられるようであり、まさに令和5年度以降に地域経済のみならず低迷し続けた国内経済を回復して行こうという時です。国内事業者の半数以上が免税事業者とも言われ、燃料等の高騰に伴うコスト増の影響を大きく受ける中、供給力を維持し高めていかなくてはならない日本経済を考えれば、導入延期は必要不可欠です。制度導入によって、免税事業者が経営上の大きな影響を受け、負担を強いられます。村には多くの個人事業の皆さまが地域の生活を支え、陳情者のような土建業の皆さまがインフラを支えています。引き続き安心して事業を行っていただくためにも、当事者が多い本村の議会において採択すべきと考えます。

## 陳情第2号

「木の酒」に関する陳情書

付託先 総務委員会

## 審査報告 総務委員会 委員長 峰岸茂

本陳情の趣旨は1.二元代表制の議会の機能を発揮して上記の各項目について、その事実関係を檜原村行政に質問、質疑等で可能な限り明らかにしていただきたい。

2.「木の酒」事業が檜原村民のさらなる福祉の向上のためなのか、あるいは坂本村長の夢の実現のためなのか、費用対効果を含めて可能な限り多角的検証をお願いしたい」とする内容であります。

審査の結果、不採択とする意見として

・「陳情理由に対してですが、坂本村長は製造そのものを世界初といっているのではなく、西多摩新聞にも世界初「木の酒」販売へ、

一般販売されれば世界で初めてになると記されています。この陳情に関する心配な点、関係機関に問い合わせていただき大変ありがとうございました。只今詳細な説明があり陳情者的心配することが私は払拭出来ました。陳情の趣旨について議員としては、全員協議会等での村側の説明で明らかになったと考えています。2の費用対効果等は今後のウッドボックス次第ではないでしょうか。陳情理由に対しては村側、ウッドボックス社長のお話からも検証が出来、陳情理由の内容が不正確であり、不採択と考えます」

・「陳情理由の①は世界初という言葉の扱いについて疑問を呈されているが、開発についての経過が説明され、添付されている西多摩新聞にもあり、森林総合研究所からも特許に抵触していないとの回答を得ており、適切であると思います。②は消費者庁が納得できる名称を確認出来れば問題視することに値しないと考えます。③は何を言いたいか問題となることが不明でした。④は今十分説明いただきましたので、大丈夫であると思います。陳情趣旨の1は議会に対し檜原村より説明されていることで十分納得できる内容と思いました。2は4月には選挙ということもあり、あらためて論を待つと考えます」

・「趣旨の1番目ですが、先程村側から説明があり、委員会、全員協議会を含め、個人的にもどういう内容、販売か色々質問しており、一般質問等をやられる方もおり、これは議会としてではなく、議員として個々に村民に伝えていくことだと思います。2問目の福祉の向上なのか村長の夢の実現なのかは、村民の幸せのために考えていること、村長の強い夢の両方考えられる。夢と言っても、じゃがいも焼酎と木の酒をとおして、檜原村の地

域活性化の柱のひとつと位置づけていると私は考えています。今回の陳情は不採択とさせていただければと思っております」などの陳情書の趣旨に賛同できないとする意見と採択とする意見として

・「費用対効果というものをしっかりとご説明いただきたい。木の酒を造って、世界初の商品をもって、どのように村民の福祉の向上に寄与していくのか。説明責任は村にあり、陳情者は議会に対して全住民に対して説明することを求めており、私達には村に様々な機会を利用して尋ねていく必要がある。

陳情理由①から⑤、陳情者の申し述べる内容に対して正しいかどうかは大きな問題ではない。陳情趣旨は、行政に対して質問や質疑等で可能な限り明らかにしていただきたい、費用対効果を含めて可能な限り多角的検証をお願いしたいであり、当然議会に対して求められる。夢と費用対効果、行政施策は分けて考えなくてはいけない。夢をどうこうという話よりも、費用対効果を含めて可能な限り検証をお願いしたいとのことですので、この陳情は採択すべきと考えます」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手多数により「不採択とすべきもの」と決しました。

## 不採択とすべき討論 森田ちづよ議員

私は「木の酒」に関する陳情書に対し、不採択の立場から意見を申し述べます。

「木の酒」は、檜原村の最大の資源である檜で製造されるものであり、「木の酒」を販売することの相乗効果で、従来のじゃがいも焼酎の売り上げの増も見込まれるほか、海外へ向けての販売を考えているとも聞き、今後、本格的に製造が始まれば、新たな村の特産品となり、おおいに期待をするところであります。

陳情者は、檜原村行政に質問、質疑等で可能な限り明らかにすること等を陳情の趣旨としていますが、村側からは、全員協議会、総務委員会、そして、一般質問の中でも丁寧に回答しており、木の酒の説明は充分なされているものと考えます。

以上のことから、「木の酒」に関する陳情書にたいしては、不採択すべきと考え反対討論といたします。

## 採択とすべき討論 松村哲朗議員

採択すべき賛成の立場で討論します。本陳情は村民から寄せられ、購入した高額な「木の酒」について不明な点と不安な点について、議会の権能を発揮して事実関係を村に質問、質疑等で可能な限り明らかにし、費用対効果を含めて多角的検証を行うことを願っています。仮にこの陳情を否決することは、議会の権能そのものを否定するように思えます。昨年の補正予算の質疑を除いて、本事業については、議員も陳情者と同じく報道等で知ることとなっています。私は製造事業者に本商品の開発経緯、事業展開、今後の展望などをお聞きし、本村に合う可能性に満ちた商品だと認識していますが、だからこそ議会を通じて村民に丁寧に説明していくべきと考えます。

## 議員提出議案

### 第1号

#### 檜原村議会の個人情報の保護に関する条例

(説明) 檜原村議会における個人情報の取扱いに関する規律を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものです。

### 第2号

#### 檜原村議会委員会条例の一部を改正する条例

(説明) 常任委員会(総務委員会)の定数を「5人」から「4人」に改正するものです。

## 令和5年第1回定例会で審議された議案と議決結果

議長 山寄源重 ○=賛成 ×=反対

区分	議案名	議席番号及び議員名									議決結果
		1 森田 ちづよ	2 清水 満男	3 峰岸 茂	5 松村 哲朗	6 野村 雅巳	7 清水 兵庫	8 浜中 由造	9 中村 賢次		
予算	第1号 令和5年度檜原村一般会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	可決	
	第2号 令和5年度檜原村国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第3号 令和5年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第4号 令和5年度檜原村介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第5号 令和5年度檜原村介護サービス事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第6号 令和5年度檜原村後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第7号 令和5年度檜原村簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第8号 令和5年度檜原村下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
人事その他	第9号 檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
	第18号 債権の放棄について	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
条例	第10号 檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第12号 檜原村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第13号 檜原村国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第14号 檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第15号 檜原村国民健康保険檜原診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第16号 檜原村公共下水道受益者分担金及び使用料等に関する審議会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第17号 檜原村教育の森条例を廃止する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	可決	
補正予算	第19号 令和4年度檜原村一般会計補正予算(第5次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第20号 令和4年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定第3次、診療施設勘定第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第21号 令和4年度檜原村簡易水道特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第22号 令和4年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第23号 令和4年度檜原村下水道事業特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第24号 令和4年度檜原村介護保険特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第25号 令和4年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算(第2次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第26号 令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
陳情	第1号 消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書	×	×	×	○	×	×	×	×	不採択	
	第2号 「木の酒」に関する陳情書	×	×	×	○	×	×	×	×	不採択	
議員提出	第1号 檜原村議会の個人情報の保護に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	第2号 檜原村議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	

## 各委員会報告

### 総務委員会

総務委員会は、3月14日に開催し、2件の陳情審査を行いました。

詳細につきましては、8ページをご覧ください。

委員長 峰岸 茂

### 産業建設委員会

産業建設委員会は、3月15日に開催し、2件の所管事務調査を行いました。

#### ○立山林道開設工事について

立山林道は茅倉地域と下元郷泉沢地域を結ぶ延長2,992m、幅員3.7mで計画されている林道で平成24年度より工事が開始されています。

担当者からは、今後も開設工事が延長され森林整備の効率化が行われ、木材利用の拡大を図っていきたいと説明がありました。



#### ○小岩林道災害復旧工事について

小岩林道は、令和元年台風19号の影響により崩落し、約2年をかけ復旧作業を行い工事が完了しました。

担当者からは、今後の災害対策として、擁壁の下に基礎を埋め込み、強度を増す工事をしたとの説明がありました。

委員長 野村 雅巳



## 産廃施設特別委員会

令和5年3月24日の本会議において中間報告をいたしました。

総産廃施設特別委員会については、令和4年6月2日の定例会初日に、設置目的を「現在、比留間運送株式会社が東京都に設置許可申請中の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設について、議会として判断し、住民に対して説明していくこと。なお、施設設置に対し、賛成、反対については問わない」として、檜原村議会 委員会条例第5条の規定に基づき、8名の委員をもって設置され、付議事件として、

(1) 廃棄物処理施設の構造、設備、能力、廃棄物の種類、処理方法等による環境に対する影響などを客観的に判断すること

(2) 多くの住民が考える設置に伴う不安理由に対する調査、検証を行うこと

(3) その他、廃棄物処理施設設置に伴う事象等に関することについて付託され、現在まで審議してまいりました。

令和4年6月2日から現在まで、7回の会議を開催しており、7月19日、9月7日には、比留間運送株式会社を参考人として招致し、廃棄物処理施設に対する疑問について確認をいたしました。

また、その会議録については、檜原村のホームページで公開し、要点筆記は議会だよりに折

令和5年4月14日に委員会を開催しました。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請の取り下げについて、村側より説明を求め、審議いたしました。

り込みをしており、産廃施設の設置に伴う不安理由に対する調査、検証を行い、住民の方にも説明してまいりました。

その後、10月21日には、9月の会議で疑問となった産廃施設で使用する水の確保について、比留間運送株式会社がその調査結果を提出することとしておりましたので、その提出を求めましたが、現時点においてもまだ、その回答はありません。

一方、東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議については、令和4年7月27日に第1回目が開催されましたが、その後は開催されておらず、その動向についても正式な発表がされておりません。

このように、現時点においては産廃施設の設置に対して、大きな動きや変化がないため、会議等については開催しておりませんが、本委員会については、付議事件が解決されてはおりませんので、引き続き継続し、審議事項等があらたに確認された際には、4月末までとなりますが、委員会を開催することいたします。

なお、現在までの取組事項等について、産廃施設特別委員会中間報告書として取りまとめましたので、報告するものであります。

また、産廃施設特別委員会について審議し、4月末まで継続することといたしました。

委員長 清水兵庫

## 一般質問

# 登壇8人 村政を問う

3月議会の一般質問は3月20日に行われました。  
内容は、要約して受付順に掲載しています。

### 清水 兵庫議員

焼却場予定地に接する  
赤道、森沢付近の現況  
と公図との対比について

当該事業者から境界確定の  
申請書が提出され現在作業を進めている



**質問** 焼却場予定地に接する赤道、森沢付近の現況と公図との対比について、以下を伺う。  
①赤道の確定について、当該事業者から何らかの話があったか。  
②焼却場予定地であろうと推測される敷地と森沢、檜原林道について、事業者・村・測量士等の第三者を交えて、敷地の確定を行うべきと考えるが、如何か。  
③仮に焼却場建設が許可になった場合でも、赤道の問題は別と考える。これをもって、村は赤道の付け替えに安易に応じる事は無いと考えるが、如何か。

**村長** ①境界確定について、当該事業者に対し村からも必要性を伝えている。その後、当該事業者から境界確定から申請書が提出され、現在、作業を進めている。  
②当該地に接している「森沢」の一部は、昭和57年6月に境界確定が行われている。当該事業者が行っている境界確定は、既に決定しているポイントから測りだしを行い、当該敷地全ての境界確定を進めているようであり、既に着手しているものと承知している。  
③赤道の付け替えについては、現状での確定要素は何もなく、これまでの事例や判例を確認し、慎重に判断する。

### 清水 兵庫議員

じゃがいも焼酎等製造事業について

「木の酒」の製造販売により相乗効果が生まれる

**質問** 「じゃがいも焼酎製造」について、指定管理者により行われているが、「木の酒」を製造販売すると「広報ひのはら」で、住民に知らされた。そこで、以下を伺う。

- ①「木の酒」の位置づけと現在の「じゃがいも焼酎」の位置づけは。
- ②「木の酒」の販路と価格帯の考えは。
- ③「木の酒」の製造によって、従来の「じゃがいも焼酎」への影響は。

**村長** ①本業である純粋な「じゃがいも焼酎」を主体的に製造し、製造が終えた空いている時期に「木の酒」の製造を想定している。

②販路は、国内での販売もするが、海外向けの商品としての販路拡大も考えている。また、価格帯は、「木の酒」の製造販売で、今までにない酒であり、希少価値のあるものと認識している。販売価格は、販売業者が設定するものと考える。

③「木の酒」の販売によって、貴重な酒の販売となり、買いに訪れる方が「じゃがいも焼酎」も買い求めるなど、相乗効果が生まれ、従来の「じゃがいも焼酎」への影響は無いものと考えている。

松村哲郎議員

廃棄物焼却施設  
建設設計画について

村が口を挟む箇所はないと  
認識している



**質問** 産廃施設建設設計画は、東京都に設置許可申請が出され、早1年が経過し、いまだ審査中と聞いている。焼却炉の運転に必要とされる水の確保の方法は具体性に欠け、計画自体に瑕疵があるおそれがあると考える。通年の水の調査も必要であり、予見される問題のさらなる長期化に、住民は多大な心労を抱えていると推察する。次の点について伺う。

- ①産廃施設設置許可の進捗状況と、現地の状況は。
- ②焼却炉に必要とされる水のほとんどを地下水に求める本計画について、村の認識は。
- ③長期化する住民不安を解消すべく、村は事業者に対して、申請の取下げを申し入れてはいかがか。

**村長** ①村は許可についての詳細な進捗状況を知る立場はないが、東京都からの情報等によると、現地では、地下水の水量調査を実施していると伺っている。

②村が提出した意見書等が効果的に働いた結果、ほとんどの水を地下水に求めることになったのだと認識をしている。

③村が口を挟むべき箇所はないと認識している。今は、地下水の水量調査において、目標値を満たさない結果になることを願う。

中村賢次議員

加害獣防止対策事業における電気柵について

一段階ギアを上げた  
対策をしていく



**質問** ①活動報告等について、現在どうなっているか。

②対策事業を行ったが、管理が行われていない地区等はどれくらいあるか。

③村はこの現状をどのように捉えているか。

**村長** ①過去に設置した各団体には求めていないが、新規及び更新で設置した年には提出いただいている。

②平成8年度以来、東京都等の支援を受けながら、これまでに村内16地区に設置した。そのうち6地区の約6,000メートルについて適切な管理が行われておらず、廃止状態になっている。

③高齢化の進展や後継者不足が一番の要因と捉えている。

**質問** 今後の課題として、電気柵設置の申請が新たに、または更新申請があった場合、耕作ができなくなった時を視野に入れた支援と補助の在り方を考えた対策が必要だと考えるが如何か。

**産業環境課長** 第一義には、耕作者の生き甲斐や健康寿命の延伸にもつながると思われる所以、将来を見据え、事業内容とか制度内容も含め、継続的に検討していく。

## 中村賢次議員

### 新聞報道について

#### 発言の一部を切り取って記事として掲載

- 質問** ①報道されている内容は事実か  
②「都に弓を引くと自分の首を絞めることになる」の発言の真意は
- 村長** ①私の発言の一部を切り取って記事として掲載しているものであり、当該新聞記事が他の3誌と発言内容の捉え方が大きく異なっていることを感じた。記事の内容について、私の発言が切り取られ、断片的に報じられていることが間違いない事実である。  
②記者会見における村の財政状況に関する一連の発言の中で、一般論として都から交付金が減額された場合に想定される村の財政状況について、比喩的な表現で申し述べたものである。発言した肝心な部分が抜け落ちており、特定の言葉が私の真意とは違った意味で独り歩きしていると感じるものである。

## 森田ちづよ議員

### 獣害対策について



#### 放任果樹やヤブ等を村の事業として伐採していくことを検討

- 質問** 経2月10日麻布大学、生命・環境科学部教授「江口祐輔氏」の野生動物の習性や獣害対策についての講演会では捕獲に頼るのではなく、環境管理をして農作物の被害をゼロにした事例の紹介があり、解決するための結論は「人間が農地を守る以外方策はない」「環境管理がいかに大切か」ということでした。そこで伺う

①村における農作物の獣害対策の現状は

②今後、村として新しい対策の考えは

③環境管理に対して、村として支援はできないか  
**村長** ①電気柵材料費補助・花火の配布・獣友会による追い払い、捕獲・GPS発信機設置による行動域の把握・獣害対策講習会の開催等行っている

②猿対策として、新たにGPSの移動受信基地局を設置、個人の携帯電話で追いかけるシステムを研究

③放任果樹やヤブ等を村の事業として伐採していくことを検討

**質問** 第6次檜原村総合計画が策定されると聞いています。ヤブや放任果樹の伐採等、農作物被害防止対策として、ひのはら緑（力）創造事業を継続し取り組みの一環として加えて頂きたい

**産業環境課長** 住民の生活環境を守っていくため対応していく

## 森田ちづよ議員

### 産業廃棄物等焼却施設設置計画に係る村の対応について

許可権限は東京都にあり、檜原村は意見書の提出のみ、実質的関与はできない

**質問** 都環境局長への質問と回答について伺う

- ①計画に関する「地方自治体の首長」としての考え方と「坂本村長個人」としての考え方は  
②都の審議に関する都環境局長の回答を村長はどうに受け止めているか  
③審議期間の長期化が予想されるが村行政としての考えられる対応は

**村長** ①村長としては反対運動の先頭に立つわけにはいかない。個人としては、建設には反対、しかし、村長の坂本も個人の坂本も同一人物であり反対できないのが実情  
②健康被害は心配ない・水の確保が認可の条

件、住民の署名などもくみ取り慎重かつ厳正に行うとのこと。納得のいく回答である  
③この先どこまで長期化するか想像もつかない。今後も東京都と情報共有を図っていく

**質問** ①事業計画に関する評価は

②住民の署名に関する見解は

③長期化に関する村の対応は

**村長** ①村簡易水道、森沢の水を使用させないことで、水の確保は厳しい状況ではないかと考えている

②住民意見の反映として重く受け止め、判断を下すうえで重要視すべきと考えている

**産業環境課長** ③広報・ホームページ等で周知する予定

## 浜中由造議員

### 帯状疱疹ワクチン接種に対する更なる助成推進を

令和5年度より不活化ワクチン接種についても村では個人負担なしでの助成をしたい



**質問** 带状疱疹ワクチン接種について、東京都は令和5年度から助成事業を行うこととしており、他の自治体も国の地方創生臨時交付金を活用した独自の助成事業を行うなど動きが広がっている。そこで、以下の点について伺う。

①村での帯状疱疹ワクチン接種の現況  
②帯状疱疹ワクチンは2種類あり、村では昨年無料化した生ワクチンを使用しているが、今後、不活化ワクチンについても助成対象とすることができないか。

**村長** ①令和4年度より、50歳以上の方を対象として対象者1人につき1回の実施、接種費用は9,000円程度かかるが、村民に

ついては、無料として実施しており、197名の方が接種を終えている。

②令和5年度より生ワクチンに加えて接種費用2回で44,000円程度の不活化ワクチン接種についても村では個人負担なしでの助成をしたい。

**質問** 周知の徹底についての考えは。

**福祉けんこう課長** ひのはら子育てアプリ、広報、ホームページに掲載し、周知していきたい。

## 清水満男議員

### 旧高橋家住宅の今後について



活用計画書に基づく保存管理と公開活用を実施していく

**質問** ①開所後の公開状況について

②指定管理者ハレノヤ合同会社の運営状況、来館者の声などについて

③今後を見据えた村の対応について

**教育長** ①令和4年4月の開所から2月末迄190日間公開し、6,300人余り来館、周知はホームページ、SNS等活用し周知活動を実施。

②観光や文化財の紹介、季節のメニューを考案し食事等提供、体験イベントの実施、土産品等の販売、古民家カフェ、歴史について関心を持ち建物を保存してほしいなどの声。

③活用計画書に基づく保存管理と公開活用を実施し指定管理者により保存していきたい

**質問** これまで一般質問で7回質問し、様々な要望について、対応していただきました。今回2点提案する。①観光客は村外からが多く安心して来館できるよう、誘導案内看板等の設置。  
②もみじ山が望めるよう、竹やぶの景観整備。

**教育課長** ①設置個所を確認し、早急に協議し設置できる様検討する。

②間伐を行い竹林として管理していく、今後も地域に根付いた登録有形文化財として、指定管理者とともに保存していきたい。

## 峰岸茂議員

### 住居に侵入する猿の捕獲・駆除について

専門家を含め、  
早急に対応する



**質問** ①村は住居に侵入する猿の実態をどう把握しているか。

②住居に侵入する猿を迅速に捕獲・駆除すべきと考えるが、村の考えは。

**村長** ①これまで把握してこなかった。最近住民からの情報提供で知ったところである。

②住宅地周辺では銃器の使用ができないことや、その個体を捕獲することは困難であり、群れに戻るとどの個体なのか識別は難しい。

**質問** 住居に侵入する猿の実態は、小沢地区が3世帯、中里地区が1世帯である。深刻な問題は、住人が家の中や近くにいても人を恐れず堂々と住居内に侵入する猿が住宅地域に生息しているので、地獄檻と呼ばれる囲いわなを提案したい。

**産業環境課長** 地獄檻は、一度に10頭、20頭を捕獲する檻と伺っている。捕獲した猿の止め刺しは銃器を使用するため山間等の民家がない地区に設置することになるのでハードルが高いと思う。

**質問** 地獄檻の製作会社によると、捕獲した猿の駆除は、銃器ではなく、充電式の刺し止めとの情報もある。一日も早く捕獲・駆除をしていただきたい。

**産業環境課長** 専門家を含め、早急に対応させていただく。

## 野村雅巳議員

### 村有林の整備について



(仮称)都内連携協議会による  
協議会による事業でできれば

**質問** ①村有林の筆数と面積は

②今後、民有林のみではなく、早急に村有林の整備を図るべきと考えるが、村の考えは

**村長** ①林簿上の集計値となるが、村有林の筆数は51筆、面積は115.2haとなっている。

②令和5年度以降は、(仮称)森林環境譲与税を活用した(仮称)都内連携協議会による事業として、村有林の整備ができればと考えている。

**質問** 村有林の整備に要する財源については、効率的・効果的な使途を図るために、村に直接入る森林環境譲与税を充当し実施していくことを提案する。

**企画財政課長** 今後のひのはら緑(力)創造事業の事業費や村有林整備の必要性も考慮し、前向きに取組んでゆきたい。

## 6月議会のお知らせ(予定)

- ・議会運営委員会 5月26日(金)
- ・定例会初日 6月2日(金)  
(一般質問)
- ・常任委員会 6月7日(水)
- 6月8日(木)
- ・定例会最終日 6月14日(水)

## 議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。  
お寄せいただいた意見は全議員に配付し、今後  
の議会運営の参考にさせていただきます。  
お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598-1128  
FAX 598-1009

## 編集後記

1年前、この欄でこの冬は寒かったよう  
で人里の枝垂れ桜が9日ごろ一斉に咲き  
誇ったと書きました。今年は1週間早く3  
日ごろ満開になりました。暖冬と言われ植  
物はそれを敏感に感じ取っているのだとつ  
くづく思いました。

3月に野球のWBC(ワールドベースボーラークラッシック)がありました。あの大会  
で皆さんは何を感じたでしょうか。私は國  
を背負って戦うという重圧の中で、仲間を  
信じ、選手を信じ一つになって戦った姿が、  
今でも脳裏から離れません。久々に身震い  
するほどの感動を味わいました。

私たち編集委員は今回が最後の号となり  
ました。編集にあたっては、読みやすく、

発言者の意図が的確に伝わるようにをモットーに作業に当たりました。また、表紙には何気ない檜原村の四季の移ろいの写真を載せたりもしました。

次回からは、新編集委員での議会だより  
になります。引き続きお読みいただきます  
ようお願いして編集後記とします。

(中村)

委員長 清水 兵庫

副委員長 森田ちづよ

委員 浜中 由造

〃 中村 賢次